

社会保障審議会生活保護基準部会報告書

平成 25 年 1 月 18 日
社会保障審議会生活保護基準部会

1. 基準部会の役割と検証概要

(1) 基準部会の設置

- 高齢化や厳しい社会・経済状況も相まって、生活保護の受給者数は平成 23 年 7 月に過去最高の 205 万人となり、その後も引き続き増加している。その一方で、最近の傾向を見ると新規受給者数の伸び（対前年同月比）は一貫して低下傾向にあり、その伸びはリーマンショック以前の水準に戻りつつある。

このことは、生活保護制度が国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとして有効に機能していることを示すものといえるが、同時に制度を取り巻く社会・経済状況等に影響を受ける傾向があるとも言える。生活保護制度が、今後とも、本来の役割を果たし続けられるよう、制度の在り方や生活保護基準の水準について適宜適切に見直していくことが必要である。

- 生活扶助基準の水準については、平成 16 年に生活保護制度の在り方に関する専門委員会における検証（以下「平成 16 年検証」という。）が行われ、その結果などを取りまとめた報告書において、「今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に 5 年に一度の頻度で検証を行う必要がある。」とされた。

- この報告を受けた平成 19 年の生活扶助基準に関する検討会における検証（以下「平成 19 年検証」という。）に引き続き、平成 23 年 2 月に、学識経験者による専門的かつ客観的な検証を行うため、社会保障審議会の下に新たに常設部会として生活保護基準部会が設置された。

今般、平成 21 年全国消費実態調査の特別集計等のデータを用いて、国民の消費動向、特に一般低所得世帯の生活実態を勘案しながら、生活扶助基準と一般低所得者世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否か等について、検証を行った。

- なお、社会保障全体の在り方の見直しが課題となってきた中、それらとの関連においても生活保護制度の見直しの必要性が指摘されている。昨年8月に成立した社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）の附則においても「生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと」とされている。

（2）今回の検証方法に至る経緯と今回の部会の役割

- 生活保護法の目的は最低限度の生活を保障することとともに、「自立」を助長することとされているが、その生活扶助基準の水準はその時々を経済的・文化的な生活状況や国民の社会通念などの影響を受けるものである。また、現在、生活扶助基準額の設定に当たっては水準均衡方式が採用されていることから、その水準は国民の消費実態との関係で相対的に決まるものと認識されている。
- 現行の生活扶助基準の算定は、世帯員の年齢階級に応じて設定される第1類費（食費や被服費などの個人的経費に相当）と、世帯規模の経済性、いわゆるスケールメリットを考慮し世帯人員に応じて設定される第2類費（水道光熱費や家具などの世帯共通経費に相当）とを合算する仕組みとなっている。しかし、平成16年の生活保護制度の在り方に関する専門委員会における検証（以下「平成16年検証」という。）では、世帯人員別にみると必ずしも一般低所得世帯の消費実態を反映したスケールメリットとなっていないため、体系の設定及び算定方法について見直しを検討する必要があるとの指摘があった。
- 平成19年検証の報告書にあっても、世帯構成などが異なる生活保護受給者間において実質的な給付水準の均衡が図られる体系としていくべきとの観点から、必要な見直しを行っていくことが必要であるとの考え方が示された。具体的には、生活扶助基準の評価・検証を適切に行うためには、国民の消費実態を詳細に分析する必要があり、そのためには、全国消費実態調査を基本とし、収入階級別、世帯人員別、年齢階級別、地域別などの様々な角度から詳細に分析することが適当とされた。
- こうした指摘を踏まえ、今回、本部会としては、年齢階級別、世帯人員別、級地別に基準額と消費実態の乖離を詳細に分析し、様々な世帯構成に展開するための指数について検証を行った。

(3) 検証方針と検証概要

- 平成19年検証の報告では、生活扶助基準の評価・検証を適切に行うためには、国民の消費実態を詳細に分析する必要があり、そのためには、全国消費実態調査を基本として用いて、収入階級別、世帯人員別、年齢階級別、地域別などの様々な角度から詳細に分析することが適当であると指摘されている。
- 今回の検証においては、生活保護において保障すべき健康で文化的な最低限度の生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものとされてきたことから、生活扶助基準と対比する一般低所得世帯として、年間収入階級第1・十分位層（以下「第1・十分位」という。）を設定した。
- その上で、様々な世帯構成の基準額を算出する際に基本となる年齢、世帯人員及び地域別の基準額が第1・十分位の消費実態を十分反映しているかについてより詳細な検証を行うことにした。その際、仮に第1・十分位の全ての世帯が生活保護を受給した場合の1世帯当たりの平均受給額が不変となるようにして、年齢、世帯人員体系及び級地の基準額の水準への影響を評価する方法を採用した。
- 今回の検証では、一部統計的分析手法である回帰分析を採用した。その理由は、第一は、平成19年検証では、各年齢階級の単身世帯のデータを用いて各年齢階級別の平均消費水準を分析したが、全国消費実態調査の調査客体にはそもそも10代以下の単身世帯がほとんどいないため、10代以下の消費を正確に計測できないという限界があった点を考慮したこと。第二は、今回の検証結果の妥当性を補強するため、回帰分析を用いた結果と概ね遜色がないかどうかを確認することとしたことである。
- 期末一時扶助についてもスケールメリットを考慮すべきではないかとの点について議論し、この点について、本部会として概ね異論はないとされた。
- なお、就労・自立インセンティブを強化する観点から勤労控除制度の見直しが社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会（以下「特別部会」という。）において検討されている。特別部会

における議論を踏まえ、制度を見直すことに異論はないが、制度見直し後の実態及び効果を把握した上で、本部会においても議論することが必要との意見があった。そのため、今後見直しが行われた場合には、その実施状況等を把握した上で、データに基づき検証を行うこととする。

2. 検証に使った統計データ

- 検証では国民の消費実態を世帯構成別に細かく分けて分析する必要があるため、「平成21年全国消費実態調査」の個票データを用いた。
- 今回の検証は、様々な世帯構成に対する基準の展開の妥当性を指数によって把握しようとするものである。この指数は第1・十分位の世帯の生活扶助相当支出を用いて算出した。第1・十分位の世帯を用いた理由は以下のとおりである。
 - ① 生活扶助基準を国民の健康で文化的な最低限度の生活水準として考えた場合、指数を全分位の所得階層（全世帯）あるいは中位所得階層（第3・五分位）等から算出することも可能だが、これまでの検証に倣い、生活保護受給世帯と隣接した一般低所得世帯の消費実態を用いることが今回の検証では現実的であると判断したこと
 - ② 第1・十分位の平均消費水準は、中位所得階層の約6割に達していること
 - ③ 国民の過半数が必要であると考えている必需的な耐久消費財について、第1・十分位に属する世帯における普及状況は、中位所得階層と比べて概ね遜色なく充足されている状況にあること
 - ④ 全所得階層における年間収入総額に占める第1・十分位の年間収入総額の構成割合はやや減少傾向ではあるものの、高所得階層を除くその他の十分位の傾向をみても等しく減少しており、特に第1・十分位が減少しているわけではないこと
 - ⑤ OECDの国際的基準によれば、等価可処分所得（世帯の可処分所得をスケールメリットを考慮して世帯人員数の平方根で除したもの）の中位値（全データの真中の値）の半分に満たない世帯は相対的貧困層にあるとされる。今回の検証に用いた平成21年全国消費実態調査での等価可処分所得の中位値は約270万円であるが、第1・十分位の等価可処分所得の平均は92万円、最大では135万円となっている。これは第1・十分位に属する世帯の大部分はOECDの基準では相対的貧困線以下にあることを示していること
 - ⑥ また、分散分析等の統計的手法により検証したところ、各十分位間

のうち、第1・十分位と第2・十分位の間において消費が大きく変化しており、他の十分位の世帯に比べて消費の動向が大きく異なると考えられること

3. 検証手法

(1) 生活扶助基準の体系(年齢・世帯人員)

ア 年齢階級別の基準額の水準

- まず、年齢階級別に設定されている生活扶助基準の第1類費について、異なる年齢階級間の比率(指数)が、消費実態と比べてどれほどの乖離があるかを検証した。

その際、平成19年検証の考え方では、各年齢階級の単身世帯のデータを用いて、各年齢階級別の平均消費水準を分析したが、全国消費実態調査の調査客体にはそもそも10代以下の単身世帯がほとんどいないため、10代以下の消費を正確に計測できないという限界があった。このため、今回の検証では10代以下の者がいる複数人世帯のデータも用いて、10代以下の者も含めた各年齢階級の消費水準を計測できるよう統計的分析手法である回帰分析を採用した。

- 分析に際しては、スケールメリットが最大に働く場合(単純に世帯年収に着目)と最小に働く場合(1人当たりの世帯年収に着目)のそれぞれの想定に応じた2種類の第1・十分位を設定し、それぞれを用いて算出された指数の平均値を採用した。

イ 世帯人員別の基準額の水準

- 現行の生活扶助基準の第2類費については、スケールメリットが働くと考えられ、それを前提に世帯人員別に設定されている。また、第1類費についても4人以上世帯についてはスケールメリットが存在していることが平成16年検証において指摘され、現行制度は一定程度これを考慮に入れて設定されている。

- 今回の検証では、第1類費相当支出及び第2類費相当支出ごとに、各世帯人員別の平均消費水準を指数化(単身世帯を1)し、現行の基準額を同様に指数化したものと比較した。なお、第1類費相当支出のスケールメリットについては、アで求められた年齢階級に応じた消費の指数

を用いて世帯人員全員が実際の年齢にかかわらず平均並みの消費をする状態に補正することにより年齢の影響を除去し、世帯人員による影響のみを評価できるようにした。

(2) 生活扶助基準の地域差

- 現行の級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準額に反映させることを目的としたものである。
- 今回の検証では、世帯人員別の検証と同様に、平均19年検証の考え方をういて集計データより平均値を求め、各級地別に1人当たり生活扶助相当の平均消費水準を指数化（1級地-1を1）したものと、現行の基準額を同様に指数化したものとを比較した。なお、指数化に当たっては、第1類費相当支出部分については世帯人員体系の検証と同様に年齢の影響を除去するとともに、(1)イの過程で求められる世帯人員に応じた消費の指数で第1類費相当支出及び第2類費相当支出の合計の消費を調整することにより世帯人員数による消費水準の相違の影響を除去し、地域差による影響のみを評価できるようにした。

4. 検証結果と留意事項

(1) 検証結果

ア 年齢階級別（第1類費）の基準額の水準

0～2歳の生活扶助相当支出額を1としたときの各年齢階級別の指数は、生活扶助基準額では0～2歳が0.69、3～5歳が0.86、6～11歳が1.12、12～19歳が1.37、20～40歳が1.31、41～59歳が1.26、60～69歳が1.19、70歳以上が1.06となっている。他方、生活扶助相当支出額では同じ順に1.00、1.03、1.06、1.10、1.12、1.23、1.28、1.08となっている。

このように、年齢階級別の生活扶助基準額による指数と第1・十分位の消費実態による指数を比べると、各年齢階級間の指数に乖離が認められた。

イ 世帯人員別（第1類費及び第2類費）の基準額の水準

第1類費の場合、単身世帯の生活扶助相当支出額を1としたときの各

世帯人員別の指数は、生活扶助基準額では単身世帯が0.88、2人世帯が1.76、3人世帯が2.63、4人世帯が3.34、5人世帯が3.95となっている。他方、生活扶助相当支出額では同じ順に1.00、1.54、2.01、2.34、2.64となっている。

このように、第1類費における世帯人員別の生活扶助基準額による指数と第1・十分位の消費実態による指数を比べると、世帯人員が増えるにつれて乖離が拡大する傾向が認められた。

同様に、第2類費の場合、単身世帯の生活扶助相当支出額を1としたときの各世帯人員別の指数は、生活扶助基準額では単身世帯が1.06、2人世帯が1.18、3人世帯が1.31、4人世帯が1.35、5人世帯が1.36となっている。他方、生活扶助相当支出額では同じ順に1.00、1.34、1.67、1.75、1.93となっている。

このように、第2類費における世帯人員別の生活扶助基準額による指数と第1・十分位の消費実態による指数を比べると、世帯人員が増えるにつれて乖離が拡大する傾向が認められた。

ウ 級地別の基準額の水準

1級地-1の生活扶助相当支出額を1としたときの各級地別の指数は、生活扶助基準額では1級地-1が1.02、1級地-2が0.97、2級地-1が0.93、2級地-2が0.88、3級地-1が0.84、3級地-2が0.79となっている。他方、生活扶助相当支出額では同じ順に1.00、0.96、0.90、0.90、0.87、0.84となっている。

このように、級地別の生活扶助基準額による指数と第1・十分位の消費実態による指数を比べると、消費実態の地域差の方が小さくなっている。

エ 年齢・世帯人員・地域の影響を考慮した場合の水準

○ 上記ア～ウの検証結果を踏まえ、年齢階級別、世帯人員別、級地別の指数を反映した場合の影響は、以下のようになった。

例えば、現行の基準額（第1類費、第2類費、冬季加算、子どもがいる場合は児童養育加算、1人親世帯は母子加算を含む）と検証結果を完全に反映した場合の平均値を個々の世帯構成ごとにみると、夫婦と18歳未満の子1人世帯では、年齢による影響が現行の基準額に比べて△2.9%、世帯人員による影響が△5.8%、地域による影響が0.1%、これらを合計した影響が計△8.5%となった。同様に、夫婦と18歳未満の子2人世帯では順に△3.6%、△11.2%、0.2%、計△14.2%となった。

60歳以上の単身世帯では順に2.0%、2.7%、△0.2%、計4.5%となった。ともに60歳以上の高齢夫婦世帯では順に2.7%、△1.9%、0.7%、計1.6%となった。20～50代の若年単身世帯では順に△3.9%、2.8%、△0.4%、計△1.7%となった。母親と18歳未満の子1人の母子世帯では順に△4.3%、△1.2%、0.3%、計△5.2%となった。

このように世帯員の年齢、世帯人員、居住する地域の組み合わせにより、各世帯への影響は様々である。

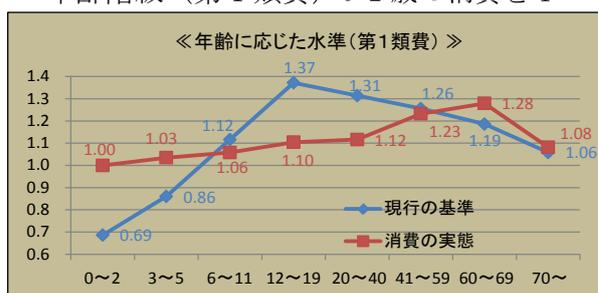
- 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、本報告書の評価・検証の結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合は、それらの根拠についても明確に示されたい。なお、その際には現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯への見直しが及ぼす影響についても慎重に配慮されたい。

【参考】

基準額と一般低所得世帯の消費実態との比較

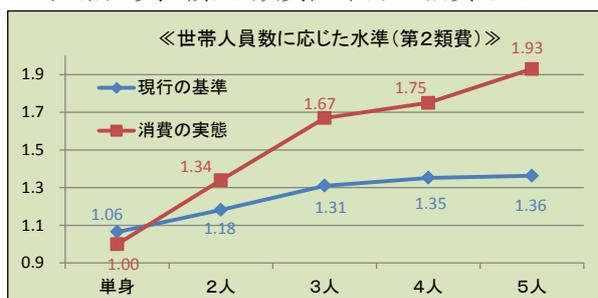
年齢階級（第1類費）0-2歳の消費を1

世帯人員（第1類費）単身の消費を1



世帯人員（第2類費）単身の消費を1

級地（第1+2類費）1級地-1の消費を1



(2) 検証結果に関する留意事項

- 今回試みた検証手法は、平成19年検証の報告書において指摘があった年齢階級別、世帯人員別、級地別に、生活扶助基準の展開と一般低所得世帯の消費実態の間にどの程度乖離が生じているかを詳細に分析したものである。これにより、個々の生活保護受給世帯を構成する世帯員の年齢、世帯人員、居住する地域の様々な組み合わせによる生活扶助基

準の妥当性について、よりきめ細かな検証が行われたことになる。

- しかし、年齢、世帯人員の体系、居住する地域の組み合わせによる基準の展開の相違を消費実態に基づく指数に合わせたとしても、なお、その値と一般低所得世帯の消費実態との間には、世帯構成によってさまざまに異なる差が生じうる。こうした差は金銭的価値観や将来見込みなど、個々人や個々の世帯により異なりかつ消費に影響を及ぼす極めて多様な要因により生ずると考えられる。しかし、具体的にどのような要因がどの程度消費に影響を及ぼすかは現時点では明確に分析ができないこと、また、特定の世帯構成等に限定して分析する際にサンプルが極めて少数となるといった統計上の限界があることなどから、全ての要素については分析・説明に至らなかった。
- 今回の本部会で採用した年齢、世帯人員、地域の影響を検証する手法についても委員による専門的議論の結果得られた透明性の高い一つの妥当な手法である一方、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮したものであることから、これが唯一の手法ということでもない。さらに本部会の議論においては、国際的な動向も踏まえた新たな最低基準についての探索的な研究成果の報告もあり、将来の基準の検証手法を開発していくことが求められる。今後、政府部内において具体的な基準の見直しを検討する際には、今回の検証結果を考慮しつつも、同時に検証方法について一定の限界があることに留意する必要がある。
- 全所得階層における年間収入総額に占める各所得五分位及び十分位の年間収入総額の構成割合の推移をみると、中位所得階層である第3・五分位の占める割合及び第1・十分位の占める割合がともに減少傾向にあり、その動向に留意しつつ、これまで生活扶助基準検証の際参照されてきた一般低所得世帯の消費実態については、なお今後の検証が必要である。
とりわけ第1・十分位の者にとっては、全所得階層における年間収入総額に占める当該分位の年間収入総額の構成割合にわずかな減少があっても、その影響は相対的に大きいと考えられることに留意すべきである。
また、現実には第1・十分位の階層には生活保護基準以下の所得水準で生活している者も含まれることが想定される点についても留意が必要である。
- 今般、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には、現在生活

保護を受給している世帯及び一般低所得世帯、とりわけ貧困の世代間連鎖を防止する観点から、子どもがいる世帯への影響にも配慮する必要がある。

- さらに、基準額の見直しによる影響の実態を把握し、今後の検証の際には参考にする必要がある。
- 加算制度及び他の扶助制度についても、統計データの収集方法、検証手法の開発等について本部会において速やかに検討を行うべきである。その際は他の社会保障制度のこれまでの見直しなどを踏まえながら、今日におけるその本質的な意義等を考慮することが必要である。なお、生活扶助の年齢区分や級地区分の在り方についても検討すべきとの意見があった。

5. 勤労控除の在り方及び生活扶助基準におけるスケールメリット等

(1) 勤労控除の在り方

- 勤労控除については、現行の趣旨・目的に照らして、特別部会の提言も踏まえ、現行の仕組みが勤労意欲を効果的に高めるものであるか議論した。
また、就労収入の増加によって保護から脱却した場合には、脱却後に新たに税や社会保険料等の負担が生じるため、これらの負担を勘案した実質的な収入の増加についても留意すべきとの意見があった。
- 就労に伴う収入を得ている者について年間を通じて一定の額までを控除する特別控除については、現場の実施機関の意見等を踏まえると、臨時的就労関連経費の補填という制度創設当初の目的、役割はすでに終わっているとの意見があった。
特別控除を見直すことについては、本部会として概ね異論はないとされたが、生活保護の基準と大きく関わる部分でもあり、仮に新たな就労促進のための仕組みが創設された場合には、施行後、その成果について検証していくべきものとする。

【参考】

上述のほか、特別部会においては、次のような意見が出された。

- (保護開始段階での取組について) 就労に至っていない生活保護受

給者の給付額については、就労に向けた能力活用の取組の程度にかかわらず、その額は変わらない。このため、受給者の自発的な能力活用等の取組を促す観点から、就労自立支援プログラム等への参加など、活動内容や頻度等を踏まえて自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認められる者に対して、その活動に要する経費等も踏まえ、一定の手当を支給することが必要である。

- （保護脱却段階での取組について）生活保護から脱却すると、税、社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえて、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化する必要がある。
- このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度（就労収入積立制度）の創設を検討することが必要である。
- なお、就労収入積立制度については、
 - ・ その積立額については、勤労控除の額をどの程度とするかに応じて検討することが必要、
 - ・ 就労収入積立制度の内容については様々な意見がある。特別控除の活用方法については、実施主体によってばらつきがあるので、活用方法を統一しながら積立制度も一緒に組み上げていく方向で整理すべきとの意見があった。

（２）生活扶助基準におけるスケールメリットについて

生活扶助基準においては、期末一時扶助のみスケールメリットが考慮されていない。この点について、期末一時扶助にもスケールメリットをきかせることは合理的であると考えられる。

6. 参考資料

（１）検証手法の詳細

① 年齢体系（第1類費）の検証

ア 検証の考え方

年齢階級別の生活扶助基準額（第1類費）の比率（指数）が、一般低所得世帯の消費支出のうち第1類費相当支出額の年齢階級別の比率（指数）と合っているかを検証する。

イ 検証に用いるデータ

次の2通りの第1・十分位のデータを設定する。データ①とデータ②は世帯規模によるスケールメリットに関してそれぞれ最大・最小のケースに対応しており、これらの間のどこかに平均的な傾向が見いだされると想定される。

- ・ 「世帯の年間収入」を基に分位を設定したもの（データ①）
- ・ 世帯の年間収入を世帯人員数で除した「世帯員1人当たりの年間収入」を基に分位を設定したもの（データ②）

ウ 検証の方法

年齢階級ごとの1人当たり消費の推計値（第1類費相当支出）を算出して60代を1とした指数にし、各年齢階級の第1類費基準額の指数と比較する。

なお、全国消費実態調査には10代以下の単身世帯のデータがほとんどなく、平成19年検証の考え方（各年代の単身低所得世帯の平均消費をみる）では10代以下の者の消費を計測できない。そのため、様々な年代の世帯人員からなる世帯の消費のデータから年齢階級別の世帯員1人当たりの消費額を推計するため、回帰分析を用いる。

(ア) 回帰式の推定

世帯の消費支出に影響を与える主な要素として、年齢階級別の世帯人員数、居住地域、世帯の貯蓄等が考えられる。また、世帯の住宅資産の状況は世帯の家賃地代支出に反映され、結果的に消費にも影響を及ぼすと考えられる。このようなことを考慮し、生活扶助基準の設定に用いられている（年齢階級別の）世帯人員数、級地のほか、住宅資産、貯蓄の状況を表す変数を用いて世帯の消費を表す回帰モデルを推定する。

被説明変数は世帯の第1類費相当支出額の自然対数とする。回帰式の推定結果は次の表のとおりである。

第1類費相当支出

	データ① (N=3125)		データ② (N=6697)	
	係数	t値	係数	t値
定数項	10.08	265.77 ***	10.09	318.23 ***
0～2歳人員数	0.32	5.17 ***	0.41	19.37 ***
3～5歳人員数	0.35	5.87 ***	0.43	20.20 ***
6～11歳人員数	0.40	9.72 ***	0.44	24.61 ***
12～19歳人員数	0.43	11.84 ***	0.46	26.82 ***
20～40歳人員数	0.43	13.74 ***	0.45	29.27 ***
41～59歳人員数	0.52	17.74 ***	0.50	30.14 ***
60～69歳人員数	0.54	17.72 ***	0.51	27.81 ***
70歳以上人員数	0.35	11.61 ***	0.38	20.28 ***
世帯人員数の2乗	-0.04	-7.16 ***	-0.03	-16.79 ***
1級地の1ダミー	0.16	5.40 ***	0.10	4.87 ***
1級地の2ダミー	0.11	3.24 **	0.07	3.25 **
2級地の2ダミー	-0.07	-1.72 †	-0.05	-1.89 †
3級地の1ダミー	-0.05	-1.82 †	-0.05	-3.51 ***
3級地の2ダミー	-0.13	-4.71 ***	-0.13	-7.63 ***
ネット資産(貯蓄-借入金)	0.00	11.19 ***	0.00	14.98 ***
家賃地代支出	-0.00	-1.66 †	-0.00	-4.07 ***
F値	77.54 ***		239.69 ***	
adjR ² : 自由度調整済み決定係数	0.28		0.36	

(有意水準は *** : p<0.001 ** : p<0.01 * : p<0.05 † : p<0.1)

(イ) 年齢階級別消費の指数化

回帰式を用いて各年齢階級の世帯員1人当たり第1類費相当支出額の推計値を算出し、60代の額を1とした場合の指数を算出する。回帰式を用いて各年齢階級の1人当たり第1類費相当支出額の推計値を算出するに当たっては、各年齢階級の者1人を人員数とし、人員数以外の各説明変数には各年齢階級の者がいる世帯におけるその平均値を代入することにより算出する。

例えばデータ①を用いた回帰式に基づき3～5歳の世帯員1人当たり第1類費相当支出額の自然対数の推計値を算出する場合は、

$$10.08 + 0.32 \times 0 + 0.35 \times 1 + 0.40 \times 0 + 0.43 \times 0 + 0.43 \times 0 + 0.52 \times 0 + 0.54 \times 0 + 0.35 \times 0 - 0.04 \times 1^2 + 0.16 \times (\text{3～5歳の世帯員がいる世帯のうち1級地の1に居住する割合}) + 0.11 \times (\text{3～5歳の世帯員がいる世帯のうち1級地の2に居住する割合}) - 0.07 \times (\text{3～5歳の世帯員がいる世帯のうち2級地の2に居住する割合}) - 0.05 \times (\text{3～5歳の世帯員がいる世帯のうち3級地の1に居住する割合}) - 0.13 \times (\text{3～5歳の世帯員がいる世帯のうち3級地の2に居住する割合}) + 0.00 \times (\text{3～5歳の世帯員がいる世帯の(貯蓄-借入金)の平均値}) - 0.00 \times (\text{3～5歳の世帯員がいる世帯の家賃地代支出の平均値})$$

と算出される。

データ①による回帰式に基づく指数とデータ②による回帰式に基づく指数をそれぞれ算出し、それらの平均値を年齢階級別の消費の比率の実態を表す指数とする。

エ 検証の結果

第1類費基準額の年齢階級別の指数と上記ウで算出した年代別消費の推計値の指数（いずれも60代の額を1としたもの）を比較したところ、以下のようなになった。

	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳	20～40歳	41～59歳	60～69歳	70歳以上
第1類費基準額	0.58	0.73	0.94	1.17	1.12	1.06	1.00	0.90
データ①による指数	0.72	0.76	0.79	0.83	0.84	0.96	1.00	0.82
データ②による指数	0.84	0.85	0.86	0.89	0.89	0.96	1.00	0.87
上記指数の平均値	0.78	0.81	0.82	0.86	0.87	0.96	1.00	0.84

生活扶助基準額（第1類費）の年齢階級間の比率は現行では年齢階級別の栄養所要量に基づいて設定されている。60代を1とした場合の指数で比較すると、第1類費相当支出の年齢階級間の比率は生活扶助基準額が想定するものよりもフラットに近いものであるという実態が認められた。

② 世帯人員体系（第1類費・第2類費別）の検証

ア 検証の考え方

平成19年検証の基本的考え方に沿って、生活扶助基準額（第1類費、第2類費別）の世帯人員別の比率（指数）が、一般低所得世帯の生活扶助相当支出額（第1類費相当支出、第2類費相当支出別）の世帯人員別の比率（指数）と合っているかを検証する。

イ 検証に用いるデータ

世帯人員ごとの世帯（単身世帯，…，5人世帯）の年収第1・十分位のデータとする。

ウ 検証の方法

世帯人員ごとの世帯の消費の平均値（第1類費相当支出、第2類費相当支出別）を算出して単身世帯を1とした指数にし、各世帯人

員の世帯の基準額の指数と比較する。

(ア) 世帯人員別消費の指数化

上記の設定による世帯人員ごとの世帯年収第1・十分位の世帯の消費の平均値に基づき算出した結果、次のようになる。

なお、年齢体系の検証結果から、第1類費相当支出額には年齢構成による影響があると想定される。そのため、世帯人員別の世帯の第1類費相当支出額の平均を算出するに当たっては、各サンプル世帯の第1類費相当支出額に、「(世帯人員数) ÷ (年齢体系の検証結果として得られる各年齢階級に応じた第1類費相当支出額の指数(全年齢の平均値を指数1とする)の世帯分合計)」という補正率を乗じることによって、世帯員全員が平均的な消費をしている状態を想定し、年齢構成による影響を除去する。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
第1類費相当支出	1.00	1.58	2.01	2.34	2.64
第2類費相当支出	1.00	1.57	1.67	1.75	1.93

(イ) 回帰式に基づく結果との整合性の確認

生活扶助基準額(第1類費、第2類費別)の世帯人員体系の検証において世帯人員別の平均消費を評価する際には、直接的な評価手法として回帰分析を用いてはいないが、この検証に用いる上記イのデータはスケールメリットに関し年齢体系の検証に用いたデータ①とデータ②の中間的なものになっていると想定されることから、上記(ア)において算出した指数は、仮にデータ①とデータ②を用いて回帰式に基づき算出したものに近い結果となっていることが期待される。

これを確認するために、データ①とデータ②を用いて第1類費相当支出、第2類費相当支出それぞれの世帯人員別消費の指数を回帰式により算出した結果と上記(ア)の結果を比較する。その際、第1類費相当支出については①ウで推定した回帰式を用いることとし、また第2類費相当支出については第2類費が居住地域と世帯人員に応じて設定されていること、第1類費相当支出と同様に第2類費相当支出も貯蓄や住宅資産の影響を受けることが想定されることから、第2類費相当支出の自然対数を被説明変数として推定した次の回帰式を用いる。

第2類費相当支出

データセット	データ① (N=3125)		データ② (N=6697)	
	係数	t値	係数	t値
定数項	10.07	229.68 ***	10.18	307.14 ***
世帯人員数	0.33	10.03 ***	0.27	16.73 ***
世帯人員数の2乗	-0.03	-5.90 ***	-0.02	-8.63 ***
1級地の1ダミー	0.05	1.51	0.02	0.92
1級地の2ダミー	0.11	2.62 **	0.05	1.89 †
2級地の2ダミー	0.08	1.69 †	0.06	2.19 *
3級地の1ダミー	0.05	1.53	-0.00	-0.03
3級地の2ダミー	0.05	1.47	0.00	0.22
ネット資産(貯蓄-借入金)	0.00	14.56 ***	0.00	18.59 ***
家賃地代支出	-0.00	-8.47 ***	-0.00	-12.61 ***
F値	58.47 ***		162.32 ***	
adjR ² : 自由度調整済み決定係数	0.14		0.18	

(有意水準は *** : p<0.001 ** : p<0.01 * : p<0.05 † : p<0.1)

回帰式を用いて各世帯人員の世帯の消費支出額の推計値を算出するに当たっては、各世帯人員に対応した(年代別)人員数とし、人員数以外の各説明変数には各世帯人員数の世帯におけるその平均値を代入することにより算出する。

例えばデータ①を用いた回帰式に基づき3人世帯の第1類費相当支出額の自然対数の推計値を算出する場合は、

$$10.08 + 0.32 \times (\text{3人世帯における0~2歳の平均人員数}) + 0.35 \times (\text{3人世帯における3~5歳の平均人員数}) + 0.40 \times (\text{3人世帯における6~11歳の平均人員数}) + 0.43 \times (\text{3人世帯における12~19歳の平均人員数}) + 0.43 \times (\text{3人世帯における20~40歳の平均人員数}) + 0.52 \times (\text{3人世帯における41~59歳の平均人員数}) + 0.54 \times (\text{3人世帯における60~69歳の平均人員数}) + 0.35 \times (\text{3人世帯における70歳以上の平均人員数}) - 0.04 \times 3^2 + 0.16 \times (\text{3人世帯のうち1級地の1に居住する割合}) + 0.11 \times (\text{3人世帯のうち1級地の2に居住する割合}) - 0.07 \times (\text{3人世帯のうち2級地の2に居住する割合}) - 0.05 \times (\text{3人世帯のうち3級地の1に居住する割合}) - 0.13 \times (\text{3人世帯のうち3級地の2に居住する割合}) + 0.00 \times (\text{3人世帯の(貯蓄-借入金)の平均値}) - 0.00 \times (\text{3人世帯の家賃地代支出の平均値})$$

と算出される。

		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
第1類費 相当支出	回帰式にもとづく指数(データ①)	1.00	1.40	1.78	2.00	2.29
	上記(ア)において算出した指数	1.00	1.58	2.01	2.34	2.64
	回帰式にもとづく指数(データ②)	1.00	1.42	1.92	2.32	2.72
第2類費 相当支出	回帰式にもとづく指数(データ①)	1.00	1.28	1.45	1.53	1.62
	上記(ア)において算出した指数	1.00	1.57	1.67	1.75	1.93
	回帰式にもとづく指数(データ②)	1.00	1.25	1.46	1.63	1.83

上記(ア)において算出した指数と回帰式に基づく指数を比較したところ、2人世帯の指数については、他の世帯人員のものとは比べて、回帰式に基づく指数から乖離している状況が認められた。回帰式においてスケールメリットの影響を捉える部分については上に凸な関数として世帯人員数の2乗が用いられているが、回帰式においてスケールメリットの影響を捉える部分を世帯人員数の3/2乗に置き換えてみたところ以下のようになった。

		次数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
第1類費 相当支出	回帰式にもとづく指数 (データ①)	3/2乗	1.00	1.42	1.79	1.99	2.25
		2乗	1.00	1.40	1.78	2.00	2.29
	上記(ア)において算出した指数		1.00	1.58	2.01	2.34	2.64
	回帰式にもとづく指数 (データ②)	2乗	1.00	1.42	1.92	2.32	2.72
		3/2乗	1.00	1.47	2.00	2.40	2.79
第2類費 相当支出	回帰式にもとづく指数 (データ①)	3/2乗	1.00	1.30	1.45	1.52	1.59
		2乗	1.00	1.28	1.45	1.53	1.62
	上記(ア)において算出した指数		1.00	1.57	1.67	1.75	1.93
	回帰式にもとづく指数 (データ②)	2乗	1.00	1.25	1.46	1.63	1.83
		3/2乗	1.00	1.28	1.50	1.67	1.87

スケールメリットの影響を捉える部分を世帯人員数の3/2乗に置き換えてもなお2人世帯の指数は回帰式により算出される結果から乖離することから、これはスケールメリットの影響を世帯人員数の2乗で捉えたことに固有の乖離ではないと考えられる。そのため、統計的な整合性の観点から、第1類費相当支出・第2類費相当支出それぞれについて2人世帯以外の情報を用いて得られる指数の最良近似曲線の上に2人世帯の指数があるものとして、第1類費相当支出については1.54、第2類費相当支出については1.34にそれぞれ補正した。

ここで、上記の検討に用いたスケールメリットの影響を世帯人員数の3/2乗で捉えた回帰式の推定結果は以下のとおりである。

第1類費相当支出

データセット	データ① (N=3125)		データ② (N=6697)	
	係数	t値	係数	t値
定数項	9.99	220.50 ***	9.95	262.96 ***
0～2歳人員数	0.56	6.83 ***	0.67	20.28 ***
3～5歳人員数	0.58	7.43 ***	0.68	20.77 ***
6～11歳人員数	0.63	9.65 ***	0.70	22.48 ***
12～19歳人員数	0.66	10.82 ***	0.72	23.74 ***
20～40歳人員数	0.66	11.56 ***	0.70	24.88 ***
41～59歳人員数	0.75	13.60 ***	0.75	25.58 ***
60～69歳人員数	0.76	13.75 ***	0.77	24.65 ***
70歳以上人員数	0.58	10.36 ***	0.64	20.13 ***
世帯人員数の3/2乗	-0.18	-7.59 ***	-0.17	-17.48 ***
1級地の1ダミー	0.16	5.41 ***	0.10	4.91 ***
1級地の2ダミー	0.11	3.26 **	0.07	3.30 ***
2級地の2ダミー	-0.07	-1.76 †	-0.05	-1.88 †
3級地の1ダミー	-0.05	-1.82 †	-0.05	-3.44 ***
3級地の2ダミー	-0.13	-4.74 ***	-0.13	-7.60 ***
ネット資産(貯蓄-借入金)	0.00	11.21 ***	0.00	15.03 ***
家賃地代支出	-0.00	-1.73 †	-0.00	-4.22 ***
F値	78.08 ***		241.92 ***	
adjR ² : 自由度調整済み決定係数	0.28		0.37	

(有意水準は *** : p<0.001 ** : p<0.01 * : p<0.05 † : p<0.1)

第2類費相当支出

データセット	データ① (N=3125)		データ② (N=6697)	
	係数	t値	係数	t値
定数項	9.99	187.25 ***	10.08	252.06 ***
世帯人員数	0.54	8.37 ***	0.42	13.48 ***
世帯人員数の3/2乗	-0.16	-6.19 ***	-0.10	-9.20 ***
1級地の1ダミー	0.05	1.52	0.02	0.94
1級地の2ダミー	0.11	2.63 **	0.05	1.90 †
2級地の2ダミー	0.08	1.66 †	0.06	2.20 *
3級地の1ダミー	0.05	1.53	0.00	0.02
3級地の2ダミー	0.05	1.45	0.00	0.25
ネット資産(貯蓄-借入金)	0.00	14.52 ***	0.00	18.60 ***
家賃地代支出	-0.00	-8.45 ***	-0.00	-12.68 ***
F値	58.92 ***		163.69 ***	
adjR ² : 自由度調整済み決定係数	0.14		0.18	

(有意水準は *** : p<0.001 ** : p<0.01 * : p<0.05 † : p<0.1)

また、2人世帯以外の情報から求めた指数の最良近似曲線の式(2人世帯の補正後の指数を求めるために用いるもの)は

$$\text{第1類費相当支出: 世帯人員別指数} = e^{0.01 \text{ 人員数}^{0.61}} \quad R^2 = 1.00$$

$$\text{第2類費相当支出: 世帯人員別指数} = e^{0.01 \text{ 人員数}^{0.41}} \quad R^2 = 0.98$$

(R²値はそれぞれ両辺の自然対数を取った回帰直線におけるもの)

である。下記の⑤において6人以上世帯の世帯人員別指数が必要な場合は、この式により算出される世帯人員別指数を用いる。

なお、3/2乗という定式化は、スケールメリットを考慮する際に

想定される上に凸であるという点は2乗と同じであり、またいわゆる AIC（赤池の情報量基準）は2乗を用いたモデルと遜色ない水準となっている。

エ 検証の結果

世帯人員別の基準額の指数（単身世帯の額を1としたもの）と上記ウで算出した世帯人員別消費の指数を比較したところ、次のようになった。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
第1類費基準額	1.00	2.00	3.00	3.80	4.50
第1類費相当支出	1.00	1.54	2.01	2.34	2.64
第2類費基準額	1.00	1.11	1.23	1.27	1.28
第2類費相当支出	1.00	1.34	1.67	1.75	1.93

第1類費相当支出については、現行の生活扶助基準額の世帯人員体系が想定するよりもスケールメリットが働いている実態が認められた。一方、第2類費相当支出については、現行の生活扶助基準額の世帯人員体系が想定するほどのスケールメリットは働いていない実態が認められた。

③ 級地間較差の検証

ア 検証の考え方

平成19年検証の基本的考え方に沿って、生活扶助基準額の級地別の比率（指数）が、一般低所得世帯の生活扶助相当支出の級地別の比率（指数）と合っているかどうかを検証する。

イ 検証に用いるデータ

世帯人員体系の検証の過程で得られる、第1類費相当（年齢の影響を除去したもの）と第2類費相当合計の世帯人員に応じた指数によって世帯年収を除して得られる世帯員1人当たり実質年収に関する第1・十分位のデータを用いる。

ウ 検証の方法

各級地に居住する世帯の第1類費相当支出と第2類費相当支出の合計の生活扶助相当支出の平均値を算出して全級地平均を1とした指数にし、各級地の基準額の指数と比較する。

(ア) 級地別消費の指数化

上記の設定による世帯員1人当たり実質年収に関する第1・十分位のデータを用いて級地ごとの生活扶助相当支出の平均値に基づき算出した結果は、次のようになる。

なお、年齢体系の検証結果より、各世帯の生活扶助相当のうち第1類費相当支出部分には世帯の年齢構成による影響があることが想定され、また世帯人員体系の検証結果より生活扶助相当支出は世帯人員規模により異なることが想定される。そのため、居住地域が異なることの影響を評価する際には、世帯の年齢構成の影響と世帯人員規模の影響を除去する必要がある。各世帯の第1類費相当支出部分については世帯人員体系の検証におけるのと同様の補正を行って年齢構成の影響を除去する。また、各世帯の第1類費相当部分の年齢構成の影響補正後の生活扶助相当支出については、世帯人員体系の検証の過程において得られる第1類費相当と第2類費相当合計の世帯人員に応じた指数で除すことにより、世帯人員の影響を除去する。

	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
生活扶助相当支出	1.09	1.05	0.98	0.98	0.94	0.92

(イ) 回帰式に基づく結果との整合性の確認

生活扶助基準額の級地間較差の検証において級地別の平均消費を評価する際には、直接的な評価手法として回帰分析を用いてはいないが、この検証に用いる上記イのデータはスケールメリットに関し年齢体系の検証に用いたデータ①とデータ②の中間的なものになっていると想定されることから、上記(ア)において算出した指数は、仮にデータ①とデータ②を用いて回帰式に基づき算出したものに近い結果となっていることが期待される。

これを確認するために、データ①とデータ②を用いて第1類費相当と第2類費相当合計の生活扶助相当支出の級地別消費の指数を回帰分析により算出した結果とエの結果を比較する。その際、生活扶助相当支出の自然対数を被説明変数として推定した次の回帰式

を用いる。

生活扶助相当支出

データセット	データ① (N=3125)		データ② (N=6697)	
	係数	t値	係数	t値
定数項	10.80	302.64 ***	10.80	370.44 ***
0～2歳人員数	0.25	4.19 ***	0.36	18.39 ***
3～5歳人員数	0.24	4.32 ***	0.35	17.81 ***
6～11歳人員数	0.29	7.59 ***	0.35	21.49 ***
12～19歳人員数	0.33	9.50 ***	0.36	22.84 ***
20～40歳人員数	0.33	10.97 ***	0.38	26.61 ***
41～59歳人員数	0.42	15.30 ***	0.43	28.14 ***
60～69歳人員数	0.46	16.15 ***	0.46	27.26 ***
70歳以上人員数	0.32	11.05 ***	0.35	20.22 ***
世帯人員数の2乗	-0.03	-5.45 ***	-0.02	-14.64 ***
1級地の1ダミー	0.11	3.97 ***	0.06	3.55 ***
1級地の2ダミー	0.11	3.49 ***	0.06	2.97 **
2級地の2ダミー	0.00	0.09	-0.00	-0.02
3級地の1ダミー	-0.00	-0.05	-0.03	-2.03 *
3級地の2ダミー	-0.05	-1.83 †	-0.07	-4.63 ***
ネット資産(貯蓄-借入金)	0.00	13.83 ***	0.00	16.97 ***
家賃地代支出	-0.00	-4.20 ***	-0.00	-6.30 ***
F値	64.66 ***		205.72 ***	
adjR ² : 自由度調整済み決定係数	0.25		0.33	

(有意水準は *** : p<0.001 ** : p<0.01 * : p<0.05 † : p<0.1)

回帰式を用いて各級地に居住する世帯の消費支出額の推計値を算出するに当たっては、各級地に対応した級地ダミーとし、級地ダミー以外の各説明変数には各級地の世帯におけるその平均値を代入することにより算出する。

例えばデータ①を用いた回帰式に基づき1級地の2に居住する世帯の生活扶助相当支出額の自然対数の推計値を算出する場合は、
 $10.80 + 0.25 \times (\text{全体平均世帯人員数} \times \text{1級地の2における0～2歳の世帯人員数割合}) + 0.24 \times (\text{全体平均世帯人員数} \times \text{1級地の2における3～5歳の世帯人員数割合}) + 0.29 \times (\text{全体平均世帯人員数} \times \text{1級地の2における6～11歳の世帯人員数割合}) + 0.33 \times (\text{全体平均世帯人員数} \times \text{1級地の2における12～19歳の世帯人員数割合}) + 0.33 \times (\text{全体平均世帯人員数} \times \text{1級地の2における20～40歳の世帯人員数割合}) + 0.42 \times (\text{全体平均世帯人員数} \times \text{1級地の2における41～59歳の世帯人員数割合}) + 0.46 \times (\text{全体平均世帯人員数} \times \text{1級地の2における60～69歳の世帯人員数割合}) + 0.32 \times (\text{全体平均世帯人員数} \times \text{1級地の2における70歳以上の世帯人員数割合}) - 0.03 \times (\text{世帯人員数の2乗の全体平均}) + 0.11 \times 0 + 0.11 \times 1 + 0.00 \times 0 - 0.00 \times 0 - 0.05 \times 0 + 0.00 \times (\text{1級地の2に居住する世帯})$

帯の（貯蓄－借入金）の平均値） $-0.00 \times$ （1級地の2に居住する世帯の家賃地代支出の平均値）

と算出される。

（ここで年代別世帯人員数に代入する値が必ずしも各級地における単純平均でないのは、世帯合計の世帯人員数の影響を除去する必要があるためである。）

	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
回帰式にもとづく指数(データ①)	1.08	1.04	0.95	0.97	0.95	0.93
上記(ア)において算出した指数	1.09	1.05	0.98	0.98	0.94	0.92
回帰式にもとづく指数(データ②)	1.06	1.04	0.99	1.00	0.97	0.94

上記(ア)において算出した指数と回帰式に基づく指数を比較したところ、大きな乖離は認められなかったことから、統計的な整合性は確保されていると考えられる。

エ 検証の結果

級地別の基準額の指数（全級地平均を1としたもの）と上記ウで算出した級地別消費の指数を比較したところ、次のようになった。

	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
生活扶助基準額	1.11	1.06	1.01	0.96	0.91	0.86
生活扶助相当支出	1.09	1.05	0.98	0.98	0.94	0.92

生活扶助相当支出については、級地間較差があるものの、現行の生活扶助基準額が想定するほどの較差ではないという実態が認められた。

④ 期末一時扶助のスケールメリットについて

ア 検証の考え方

期末一時扶助に相当すると考えられる支出について、どの程度スケールメリットがあるかを検証する。

イ 検証に用いるデータ

平成18年から平成22年の5カ年の家計調査をプールしたデー

タのうち、世帯人員ごとの世帯（単身世帯、…、5人世帯）の年収第1・十分位のデータを用いる。

ウ 検証の方法

世帯人員ごとの世帯の11月から12月への生活扶助相当支出の増加額について、単身世帯を1とした指数にし、各世帯人員の世帯の基準額の指数と比較する。

上記の設定による世帯人員ごとの世帯年収第1・十分位の世帯の消費の増加分に基づき算出した結果、次のようになる。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
11月から12月への消費の増加分	1.00	1.63	1.68	1.89	1.97

※ 4人世帯の指数については、計測結果が3人世帯の指数を下回るため、4人世帯以外の情報から求めた指数の最良近似曲線の式（世帯人員別指数 $=e^{0.07 \times \text{人員数}^{0.41}}$ $R^2=0.85$ ）を用いて算出した。

エ 検証の結果

世帯人員別の基準額の指数（単身世帯の額を1としたもの）と上記ウで算出した指数を比較したところ、次のようになった。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
期末一時扶助基準額	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00
11月から12月への消費の増加分	1.00	1.63	1.68	1.89	1.97

期末一時扶助に相当する支出については、現行の基準額が想定するよりもスケールメリットが働いているという実態が認められた。

⑤ 基準額の水準への体系・級地間較差の影響

以下では、上記①から③において把握した年齢階級別、世帯人員別、級地別の消費の指数が現行の生活扶助基準額が想定するものと異なる程度を具体的に評価するため、基準額に上記①から③において把握した消費の実態を反映した場合の理論上の額（消費の実態を反映した水準）と現行の基準額の水準の相対関係をみることにする。

上記の①から③において把握した消費の実態を反映した水準を算出するに当たっては、仮に第1・十分位の全世帯が生活保護を受給した場合の基準額の平均受給額と今回の一連の作業によって推計された消費の実態を反映した額の平均額が均等となるようにして行っている。これは、平成19年検証における水準の検証に際しては第1・十分位の世帯が仮に受給した場合を考えるという基本的考え方に基づいている。

なお、上記①から③においては、まず年齢体系、続いて世帯人員体系、最後に級地間較差という順で検証を行っている。これは、

- ・世帯人員体系を検証する際に、年齢構成の影響を除去するためには年齢体系を検証した結果の指数が必要であること
- ・級地間較差を検証する際に、世帯人員の影響を除去するためには世帯人員体系を検証した結果の指数が必要であること

によるものである。よって、以下においてもこの論理的順序にしたがって体系及び級地間較差の影響を評価する。

まず、現行の基準額を起点として、年齢階級別指数のみ上記①において把握した消費の実態を反映した水準と現行の第1類費基準額の水準の相対関係は次のようになる。

	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳	20～40歳	41～59歳	60～69歳	70歳～
現行の基準	0.69	0.86	1.12	1.37	1.31	1.26	1.19	1.06
消費の実態	1.00	1.03	1.06	1.10	1.12	1.23	1.28	1.08

[0～2歳の消費の実態を1としている。]

年齢階級別の栄養所要量に基づいて設定されている現行の第1類費基準額の水準は、年齢階級ごとに消費の実態を反映した水準と差異がある。

続いて、年齢階級別指数が上記①のとおりであった場合を起点として世帯人員別指数のみ上記②において把握した消費の実態を反映した水準と現行の基準額の水準の相対関係は次のようになる。

第1類費

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
現行の基準	0.88	1.76	2.63	3.34	3.95
消費の実態	1.00	1.54	2.01	2.34	2.64

第2類費

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
現行の基準	1.06	1.18	1.31	1.35	1.36
消費の実態	1.00	1.34	1.67	1.75	1.93

[単身世帯の消費の実態を1としている。]

第1類費については、単身世帯の消費の実態を反映した水準は現行基準額の水準を上回るが、世帯人員が増すにつれて消費の実態を反映した水準は現行基準額を下回る状況となっている。

また第2類費については、単身世帯の消費の実態を反映した水準は現行基準額の水準を下回るが、世帯人員が増すにつれて消費の実態を反映した水準は現行基準額を上回る状況となっている。

最後に、世帯人員別指数が上記②のとおりであった場合を起点として、級地別指数のみを上記③において把握した消費の実態を反映した水準と現行の基準額の水準の相対関係は次のようになる。

	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
現行の基準	1.02	0.97	0.93	0.88	0.84	0.79
消費の実態	1.00	0.96	0.90	0.90	0.87	0.84

[1級地-1の消費の実態を1としている。]

級地間の消費の実態の較差は現行基準額が想定するほど大きいものではないことから、1級地-1から2級地-1までの消費の実態を反映した水準は現行基準額を下回る一方、2級地-2から3級地-2までの消費の実態を反映した水準は現行基準額を上回る状況となっている。

⑥ 第1・十分位のデータを用いるに際して行った確認

今回の検証に際しては、水準の検証と体系並びに級地の検証を一体的に行うことに鑑み、体系（年齢、世帯人員）並びに級地の検証に際しても第1・十分位のデータを用いている。第1・十分位のデータについては

- (a) 第1・十分位の世帯の収入が全体に占める割合に大きな変化はないこと（世帯年収の場合、等価年収の場合、世帯員1人当たり世帯年収の場合）
- (b) 第1・十分位の世帯の必需品の充足状況が第3・五分位の世帯と遜色ないこと（夫婦と18歳未満の子1人からなる有業世帯の場合及び全世帯の場合）

は既に確認されているところであるが、以下では第1・十分位のデータを用いるに際して上記以外の観点から行った確認について記述する。

ア 隣接十分位間の世帯の消費水準の統計解析

上記(b)における世帯構成について隣接する各世帯年収十分位間で

生活扶助相当支出の状況を分析したところ、以下のようになった。

(ア) 夫婦と18歳未満の子1人からなる有業世帯の場合の生活扶助相当支出の分散分析

夫婦と18歳未満の子1人からなる有業世帯の第5・十分位以下の各世帯年収第1・十分位における生活扶助相当支出をみると、下の分位ほど生活扶助相当支出が低い状況が見られるが、一元配置分散分析によりこの有意差の度合いをみたところ、次のようになった。

分析対象	F値
第1十分位と第2十分位の間	31.3
第2十分位と第3十分位の間	10.0
第3十分位と第4十分位の間	2.5
第4十分位と第5十分位の間	6.7

表におけるF値は、隣接十分位間の生活扶助相当支出の有意差の程度を表している。この結果によれば、第1・十分位と第2・十分位の間で消費の変化が一番大きい状況が認められる。

(イ) 全世帯の生活扶助相当支出に関する計量分析

全世帯を分析対象とする場合は、消費水準に世帯人員などの影響があることから、第1・十分位と第2・十分位の間で消費に一番大きな変化があるかをみるためには、消費に影響を与える諸要素をコントロールする必要がある。そこで、上記③ウ(イ)において定式化した生活扶助相当支出に関する回帰式を第1～第5の各十分位において推定した結果を用いて、回帰式の構造変化に関する検定(いわゆるChow test)を行う。

この方法を用いて隣接十分位間の回帰式の構造変化の有意差の度合いをみたところ、次のようになった。

分析対象	F値
第1十分位と第2十分位の間	25.9
第2十分位と第3十分位の間	11.9
第3十分位と第4十分位の間	14.0
第4十分位と第5十分位の間	7.8

表におけるF値は、隣接十分位間の生活扶助相当支出の回帰式の係数全体としての有意差の程度を表している。この結果によれば、全世帯の場合についても第1・十分位と第2・十分位の間で消費の変化が一番大きい状況が認められる。

イ 第3・五分位対比の消費水準

第1・十分位の世帯の生活扶助相当支出と第3・五分位の世帯の生活扶助相当支出を比較したところ、第1・十分位の世帯の生活扶助相当支出が第3・五分位の世帯の生活扶助相当支出に占める割合は、20歳から59歳の単身有業世帯については68%、60歳以上の単身世帯については64%、60歳以上の夫婦世帯については62%、夫婦と18歳未満の子1人からなる有業世帯については66%、夫婦と18歳未満の子2人からなる有業世帯については71%となっており、いずれも第1・十分位の世帯の生活扶助相当支出が第3・五分位の世帯の生活扶助相当支出の6割程度に達している状況が認められる。

(2) これまでの検証手法・結果と生活扶助基準の改定方式の変遷

① これまでの検証手法と結果

ア 社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会（平成16年12月15日報告）

水準均衡方式を前提とする手法により、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であった。なお、生活扶助基準の検証に当たっては、平均的に見れば、勤労基礎控除も含めた生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費における生活扶助相当額よりも高くなっていること、また、各種控除が実質的な生活水準に影響することも考慮する必要がある。

イ 生活扶助基準に関する検討会（平成19年11月30日報告）

- 生活扶助基準額を改定する際に従前から3人世帯（33歳、29歳、4歳）を標準としてきたことを踏まえ、夫婦子1人の勤労3人世帯の第1・十分位の消費水準と生活扶助基準額を比較し、均衡が図られているかどうかの評価・検証を実施した。
- また、生活保護受給世帯のうち3人世帯は5.5%（平成18年度平均）に過ぎないことを踏まえ、夫婦子1人世帯だけでなく、生活保護受給世帯の74.2%（同）を占める単身世帯にも着目し、同様に評価・検証を実施した。

- 夫婦子1人（有業者あり）世帯の第1・十分位における生活扶助相当支出額に対して、生活扶助基準額がやや高めとなっている。なお、第1・五分位で比較すると、生活扶助基準額が、生活扶助相当支出額よりやや低めとなっていた。
- 単身世帯（60歳以上の場合）の第1・十分位における生活扶助相当支出額に対して、生活扶助基準額が高めとなっている。なお、第1・五分位で比較すると、均衡した水準となっていた。

② 生活扶助基準の改定方式の変遷について

生活扶助基準がこれまでどのように設定されてきたかその変遷を振り返ると、

- ・ 現在の生活保護法が施行された昭和25年当時の設定方式は「マーケットバスケット方式」と呼ばれ、最低生活に必要なと思われる食費、被服費などを個々に積み上げて基準額が算出されていた。
- ・ その後、高度経済成長により一般国民の生活水準が向上する中、生活保護基準額の妥当性について検討された結果、昭和36年からは、当時の基準栄養量（栄養所要量）を満たしうる食費を理論的に積み上げ、別途この食費を支出している世帯のエンゲル係数を求め、これらから逆算して基準額を算出する「エンゲル方式」が行われていた。しかし、この設定方式ではいまだ基準額が低い水準にとどまっていた。
- ・ このため、昭和39年の中央社会福祉審議会生活保護専門分科会の報告に基づき、昭和40年から、国民の消費水準との格差を縮めるため、民間最終消費支出の伸び率を基礎に、その伸び率以上に基準額を引き上げる「格差縮小方式」が導入された。
- ・ その結果、基準額の引き上げが続き、国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達したことから、昭和58年の中央社会福祉審議会の意見具申に基づき、昭和59年からは、国民の消費水準と均衡した水準を維持・調整する「水準均衡方式」となり、現在に至っている。

（3）部会資料

以下の厚生労働省ホームページのURLを参照

- ・ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi11>

社会保障審議会生活保護基準部会 委員名簿

阿部 彩	国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部長
岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授
(部会長) 駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
庄司 洋子	立教大学名誉教授
栃本一三郎	上智大学総合人間科学部教授
林 徹	長崎大学経済学部教授
道中 隆	関西国際大学教育学部教授
山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部教授

(敬称略、五十音順)